

建設水道常任委員会

平成21年12月7日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司	○紀 良治	宮崎 和彦
中川 靖広	里川宜志子	木田 守彦
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	都 市 建 設 部 長	清水 建也
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
都 市 整 備 課 長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	清水 孝悦	下 水 道 課 長	上田 俊雄

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、宮崎委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）認定第10号、町道認定及び路線変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 加藤建設課長。

建設課長 それでは、認定第10号、町道認定及び路線変更につきまして、まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

それでは、1枚目めくっていただきまして、事前の委員会で詳細ついでご説明させていただいておりますが、今回路線及び起終点の位置をお示しし、ご説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、認定に付すべき路線として、整理番号1番、町道4052号線でございますが、興留1丁目221番8先を起点とし、同所222番1を終点とする道路でございます。

次に2番、町道4053号線でございますが、興留4丁目283番2

先を起点とし、同所283番6先を終点とする道路でございます。

次に3番、町道569号線でございますが、神南5丁目427番1を起点とし、同所433番9を終点とする道路でございます。

次に4番、町道570号線でございますが、神南5丁目432番8を起点とし、同所389番2先を終点とする道路でございます。

次に、変更する2路線でございますが、まず5番、町道564号線でございますが、起点は変更ございませんが、終点を神南3丁目504番2先から同所489番1先に変更する道路でございます。

次に6番、町道566号線でございますが、起点は変更ございませんが、終点を龍田西5丁目1219番12先から同所5丁目1214番2に変更する道路でございます。

以上、認定第10号、町道認定及び路線変更についての報告とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり認定いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと認定道路のことで聞きたいんですけど、認定道路っていうことで、これ認定していただくのに、水道とかいろいろあると思うんですけど、その時に、民の方からもし受けるとしたら、埋設物とか水道、下水、いろいろ道路の中に入っていると思うんですけども、そういうものは把握しておられるんでしょうか。

建設課長 埋設物関係につきましては、図面等で把握はいたしております。

委員長 他にありませんか。 中川委員。

中川委員 今のその点にちょっと繋がりますけど、町道を受ける時に埋設物あるやつ、それは個人の物とか町の物とか、それは分けられますのやろか。

その道路をいただいた時には、中に入っている埋設物も町の物っていうことになるんですか。

建設課長 埋設されている部分につきましては、ほぼ町なり県のものということでありまして、個人的に埋設されている部分につきましては整理してやっていくことになると思いますが、ほとんどそういった問題はないと思います。

中川委員 ちょっと住所まで覚えてませんねんけど、チサンマンションの南側で、藤川課長ご存知やけど、道路は町道ですと、中の排水管は私物ですというような場所ありますけど。

都市建設部長 今、町道認定する道路の埋設物について、先ほど課長が申し上げましたようにですね、すでに町道であるにもかかわらず、例えば開発道路でそういう例があるんですけども、開発道路、町道認定している中で、中に埋設してある、例えば污水管をそのまま町のほうに移管する場合は、ほとんど、原則的にはそうなんですけども、いろんな事情のなかでですね、それを個人で所有せざるを得ない状況もあるわけでございます。そういう時に占用という形で整理をさせていただく中で、所有権まではその場合は移りませんけども、基本的にはすべて町のほうに移管させていただく。というのはその埋設管の放流先がどうであるとか、その埋設管が繋がっている道路がどこの所有であるとか、いろいろパターンがございますので、状況によってはそういう場合もございますけども、それについても先ほど申し上げましたように、占用の許可を与えるといった形で整理をしているといった状況でございます。

中川委員 なるべく町の財産の中に個人の物を埋めとくんじゃなしに、町に寄付いただく時は埋設物もみな公の物やと、排水管も町のもんやということにしてもらわんと、将来的にいろんな問題が生じる場合があるんで。道路を寄付いただく場合は、埋設物、排水管も町の物でっせということに

しといたほうがええのかなと思いますねんけど。

都市建設 なるほど、おっしゃるとおりだと思うんですけども、管理、維持面の
部長 ほうで町が直接、町が維持するほうが適当なのか、適当でないのかいう
ことがでてきます。そしてまた、そういうガス管等につきましてもです
ね、以前から、町道に新たにガス管を入れるときに想像していただいた
らわかると思いますけれども、それについては、一企業の埋設管、それ
は町の物ではない、維持管理、当然ガス会社が行っていただくことにな
りますんで、そういった形について占用許可を与えるっていうことにつ
いてはですね、当然、その維持管理については、そういった形になりま
すので、そういった形の整理が一番そういう場合はベターだというふう
に考えているところでございます。

中川委員 今私が言った排水管とガス管とまた全然別かなと思いますけど。例え
ば町道認定されている、近隣に住宅ができる、町道になる、排水につな
ぎたい、せやけどこれは民間の、個人の排水やからつなげませんってい
うのは、私個人的にですよ、おかしいなと思うんですけど。そこら町
のほうでどう解決していくように、町が働きかけてくれるっていうのや
ったらそれでもいいんやろけど。町道に面しているところに家建てたい
ねんけど、排水はよそのやから繋いだらあきませんっていうのはおかし
いですやろ。

建設課長 当然、開発時にそういった構造物に関しましては、町に移管してい
ただくというのは基本的なことだと思いますけども、その経過に至ります
までに開発業者さんとのその辺の協議、そしてどうしても開発業者がそ
のまま持っておきたいといったケースもあるかと思えますんで、できる
だけ委員のおっしゃるように町に移管していただくのが基本だと考えて
おります。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって認定第10号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 陳情第1号、公共下水道事業に関する陳情書についてを議題といたします。

この陳情書につきましては、9月の開会中の委員会及び11月の閉会中の委員会で、委員それぞれが、さまざまな角度からもう一度精査、研究しまして、町民の意見も聞く中、慎重審議をし、結論を出したいということで、継続審査にした経緯がございます。また、去る11月30日の全員協議会におきましても、ご意見があれば建設水道常任委員会の委員まで申し出ていただくということをお願いしておりましたけれども、他の議員さんからのご意見や、それぞれ調査研究をされた内容等、皆さんのご意見をここで聞きしていきたいと思っております。

ご意見ございますか。 里川委員。

里川委員

前にいただいた資料の中で、もう少しちょっと確認させていただきたいことがございますので、ちょっと質疑のほう、させていただきたいと思っております。汲取り便所ですね、汲み取りのトイレを使用されているご家庭においては、下水道法のほうで3年以内に水洗便所への改造を行い、下水道に接続してくださいという形でそういう説明がなされているようにも思うんですけども。現状ですね、斑鳩町では供用開始をずっと進めていただいている中で、この汲み取り便所の接続状況っていうのは、

どのようになっているのか、まずお尋ねをしておきたいと思います。

下水道課長 汲み取りトイレの現状ですけれども、供用開始区域内、平成20年度末の数字を言わせていただきます。供用開始区域内の汲み取りトイレを使用されている方289件ございます。うち接続件数1,701件、平成20年度末ですけれども、うち汲み取りトイレ146件をいただきまして、汲み取りトイレのみの接続率といたしましては51%という数字になっております。

里川委員 ちょっと、汲み取りトイレの接続状況としては、下水道法にあるような形で進みきれてないんだなっていうことが、今ご答弁いただいてわかりました。それとですね、私はこの条例ができた時からというのか、平成14年のこの条例を作る時点でいろんな議論をさせていただいた時に、低所得者対策ということをずっと申し上げておりました。そして国のほうでも生活保護受給家庭とか、そういうところについての減免の方向っていうのは出ておりましたけれども、ただ斑鳩町では利子補給の形で貸付金の利用とか、その後それが利用しにくいということで、いろいろ町のほうも保証人の問題とかいろいろやっていただいた経過はあるんですけれども。更にですね、経済状況が悪い状況の中で、よそさんの状況を見させていただくと、貸付金制度であったり、助成金制度っていうのがあるわけなんですね、県下の中にもそういう制度を持ってそれを進めておられるという状況があるように見受けられます。それで具体的にですね、県下の市町村が行っている貸付金の制度や、助成金の制度がどういうものであるのかっていうのを、少し教えていただけたらということをおもっております。

下水道課長 県内の助成金の制度及び貸付金の制度につきましてですが、まず助成金につきましては、県内16市町村が実施いたしております。うち全世帯に実施しております、水洗化を促進とした目的でされている助成金につきましては約10市町村が採用されております。金額といたしまして

は1万円から10万円程度までございまして、10万円というのは吉野郡で実施されております。またこれは水洗の推進を目的としたものでございまして、期間を設定されている場合がございます。助成金の中でも、生活保護、生活扶助世帯に実施されているという助成金につきましては、県内14市町村でございます。この生活扶助の助成金につきましては、18万円から50万円程度の金額で実施されている現状となっております。次に貸付制度の県内の状況でございますが、貸付制度は11市町村が実施されてございまして、貸付金額は30万から80万円程度の貸付金額となっております。貸付制度につきましては、斑鳩町が実施いたしております融資斡旋制度とほぼ同じなんですけれども、実施主体が市町村で、自治体であるということが違うという形で、ほぼ制度的には同じような形態を成しているところでございます。

里川委員

融資あっせん制度につきましてもね、やっぱり銀行さんがやるのと、自治体が直接やるのとではいろいろ条件のつけ方などの融通性や緩和っていうことも可能になってくるかなっていうことを思うんです。それと申しますのも保証人の件でね、いろいろ当初ご相談受けた経過もあったんですけどもね、その後保証人の問題も少し改善をしてもらったものの、先日新聞見てましたらね、保証人紹介業っていうようなものがあるんですね、このごろなんでもいろんな出てくるんですが、それで騙されてトラブルが起こってそういうのを救済するための110番を設置しますよ、みたいなことがあったと。できるだけ斑鳩町としてもせっかく整備していったら接続してもらえそうな形での施策を推進していく、そして指定代理店制度、今回の陳情にもありますけどね、この指定事業者をやったことについても、この陳情触れられてますけど、私たちは町民さんが騙されたらいかん、詐欺にあったらいかん、きちっとした工事してもらわないかん、町民の損失を招くようなことがあったらいかんという基本的な、これ全町民やっていく事業ですのでね、どんなご家庭もありますし、どんな世態形態もあるから。そういうところに慎重に配慮して行ってきた経過もありますので、この保証人の問題についても、こんなこと

が今、起こっているんだなということも、ちょっと心配になった1つのきっかけなんですけども。今後ね、より接続していただけるような形で、そして町民の皆さんの生活を守っていく立場で、いろんな制度ちょっと研究していただけたらなと、前の委員会でも私発言していますので、皆繋ぎはったのに、うちだけよう繋がんとというようなご家庭が出てきた時に果たしてそれでいいのかどうかという問題とか、今後の研究をまた担当のほうにもしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。また私たちもそういう研究は、さらに全国的な状況を見ていきたいなというふうには思っておりますけども、以上で結構です。ちょっと資料に基づきまして確認をしたい事項がありましたので。

委員長 他にございますか。 木田委員。

木田委員 この請願書出してこられた人のね、意見っていうのは各自治体によってですね、やっぱり同一ちゅうのは、今のご時世にはどこにもないと思いますわ。各自治体の独自性ちゅうんですか、そこの財政状況とかいろんな面を考えてですね、そういう負担金とかは決めておられると思う。だから私がずっと前にも言ったようにね、水道の負担金にしてもですね、加入負担金にしても京田辺市やったら1戸あたり100万円ですわ、だから斑鳩町やったら18万か20万か、まあ20ミリでね。だからそういう関係もあるからね、一応どっかでそういう安い情報を得たらすぐそれに乗って、まあそれは意見としてはよろしいですよ、だけど実際に町の財政をまかなう上ではですね、やっぱり一旦決めたことは後戻りしないようにですね、やっぱりご本人も議会におられたことやからね、そういうことのないようにやっていかな、やっぱりその議員さんが仮に私にこんな高いのちがうかと言われたら、私は説明せないかんのちがうのかなと思うんです。だからその方がでんな、その説明責任を果たしておられたんかなと私はそういうふうに思いますねんけどね。だから行政は後戻りするようなことがあってはいかんなど、前へ前へと進んでいかなね、このご時世やったらやっぱりそういう形で進んでいかなければでん

な、この請願出てきたから、やっぱりやらないかんていう、そういう立場ではあると思いますねんけども、やっぱりそれはある程度の期間で結論を出さなければいかんと思いますのでね、言うたら今回こないして委員長も頑張ってくれはってんけども、今日その結論を出していただきたいなど、私はそういうふうに思います。

委員長 他にございますか。 紀委員。

紀委員 私、調査研究した結果も含めながら意見を述べさせていただきたいと
思います。下水道条例等のあり方につきましては、事業着手された平成
4年度から種々論議されてきておりまして、特に公共下水道加入負担金
につきましては、平成4年11月、当時の産業建設常任委員会において
理事者側より、負担金については徴収する考えであると説明されており、
また、それを受け、委員会では先進地視察や研究を重ねられ、平成5年
11月に加入負担金の説明を受け、委員会集約として了承された経緯が
あります。その後、平成17年に流域下水道竜田川幹線が完成し、供用
開始されることが確定したことから、平成14年5月に下水道使用料金
及び加入負担金等、試算資料が示され、その後、平成14年11月の建
設水道常任委員会に下水道関連条例等の案が提出され、全員協議会でも
説明を受け、平成14年12月定例会において慎重審議の結果、満場一
致で議決したもので、十分審議を尽くしてこられたものであると認識し
ております。また、昨今では、加入負担金や下水道使用料、指定工事店
制度または下水道財政など、下水道関連事業につきまして、平成19年
6月議会から平成21年9月議会に至るまで、幾度となく毎回とって
いいほど一般質問されており、十分な説明を受け、建設水道常任委員会
において種々論議を尽くしてきておると思います。町の施策に、公共下
水道はもとより、福祉、教育、文化財、環境そして道路整備等、種々事
業がある中で、どの事業も重要であり、後退させることはできない施策
であると、われわれ議員といたしましても認識いたしております。その
ような中で、公共下水道事業を進める上で受益に対する負担、応益に対

する負担については、汚水を排水する者の責任として、必要不可欠なものであり、不公平をなくし、少しでも多く、早く利用していただくための制度であると考えておりますことから、この陳情書で申されております下水道条例の改正及び加入負担金条例の撤廃等につきましては、絶対にすべきではないと考えております。われわれも現行の下水道条例に基づき公共下水道に対するご理解とご協力をいただき、普及促進のための啓発や周知を図り、住民が安心して公共下水道を利用していただけるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。また、町におかれましても住民に対する更なる啓発、そして説明責任を果たすよう努められるようお願い申し上げます、私の意見とさせていただきます。

委員長 他にございますか。 里川委員。

里川委員 私もこの陳情書をいろいろ読ませていただき、陳情の要点を4つあげておられるということで、見させていただいてました。この陳情書も2枚に渡って署名の関係ということで別々なんですけれども、2つ目の文書にはマンション等の集合住宅ということも出てきたんですけれども、平成14年のこの条例を決める前にですね、いろんな議論をする中で私は、例えば2世帯住宅で同じ敷地内に2軒家が建っていたらどうなるんだとか、そういうことをずっと質問をし、公共ですが1つであれば加入負担金は1軒分でいきますと、じゃあマンションはどうなるんですかという話はね、もうその時すでに議論をさせていただいたんですね、14年の時に。その時に議論をした、そして納得をされた方の名前がこの陳情書にはあるってということについては、違和感は私自身も感じたという、そういう感想だけはまず申し上げて、そして、これひとつずつ見ていく中で、特に先ほども申し上げましたけれども、4点目の指定業者についてはその時に委員会でも、そしてまた全議員がいろいろ議論する中で、こういう制度にしとかなければ、今後粗悪な工事をされた場合、そしてまたあまりにも実態に合わない、高額な工事費用を騙されるような形で、お年寄りが判断できなくて取られたり、そういうことがあってはならな

いと、これは長期に町が管理していくために必要なものだとして、議会の中で私たちはこういう形にするべきであるという判断をして、こういう制度にしたという経過もございますので、これについては本当に私自身も、このことがなければちょっと高齢世帯も増えておる中で、ちょっと問題があるのではないかという心配が今後もございますのでね、この問題についてはちょっとこの陳情者の意見には、そうですね、はいと肯定するということは、ちょっとできないなというふうに思っております。それと2つ目なんですけども、もうすでに供用開始、平成17年からしていってね、加入されている方たちに、条例を廃止したら返還せよという考え方をお持ちになっていると。この考え方についてもね、条例とかそういうのは施行したら、施行した日からやっぱり適用されていくっていうのが普通の考え方だろうというふうに思います。ですから私たちは人勧の問題についても反対するのは、遡及するっていうのはおかしいということもいつも言ってるんですけども。やはり行政の手法として遡及をして変えたから、前に払った人についていうのは、料金改定やいろいろな問題からいっても到底無理がある内容であるというふうに思っております。そして1番、3番につきましてはね、条例をつくる時から私たちは住民にご負担を願わなければならない問題であるので、とても本当に真剣に、議会の中で相当な議論をして考えた問題です。ですけれども、3番目にしても、結局県のほうへ払わなければならない料金というものもございます。そして半分は町で管理をしていく、今、財政の公会計制度っていうのが取り入れられまして、市町村でもこれからやっていかなければなりません、この公会計制度の中では下水道っていうのは、水道と同じく、今、斑鳩町では特別会計ということでやっていますが、いずれ公会計制度の中では企業会計として公共下水道もあげられてきているんですね、下水道事業という形でね。今はこういう形になっていますが、今後そういう財政的にも、会計としても、転換期を迎える時も来ると思っています。そういった中での一定経営可能な財政計画っていうものを、きちっとしとかなければいけないということも事実だと思います。そしてましてやこれまでと違う大きな点が出てきました、この直近に。政権交代に

なりまして事業仕分けなどやられた結果ですね、下水道事業なんかは公共下水道としてやっておっても、地方の事業としてやっていってもらったらいというようなことができてきました。そして、地方に任すといわれましてもね、これまで国庫負担50%あったこの事業ですけれども、それでも国庫負担50なんですけれどもね、この50が飛んでいってしまったらどうなるのかと、地方に任せると。そして今の政権では地方交付税がどうなるのか、そしてまた補助金とかね、負担金とかいうようなものを、一括交付金化しようというような形が言われているんですよ。そしてこの下水に関してどうなっていくのかっていうのが、本当に見えない状況になっていると、私は懸念しております。そんな中であって、斑鳩町の公共下水道事業がどうなっていくのか、そして今までいただけた、その50%の補助金がどうなっていくのか、この事業を今後継続できるのか、ということについてね。本当に今まさに大変な局面になっていると思っております。ですから、だからといってこの陳情書の内容についてだらだらと継続をして、1番、3番について検討できるかというといつまでも引き延ばすような審査の仕方については、私は議会としては好ましくないと思っておりますので、やはり現時点ではこの陳情者の皆様方には非常に申し訳ないと思うんですけれども、現時点では斑鳩町の状況、国の状況を見る中では、この陳情者の陳情要旨を採択するのは、非常に無理があるというふうに私は判断をしているところです。

委員長　　今、里川委員あるいは木田委員、紀委員のほうからそれぞれの取りまとめ、自分の考え方なりをおっしゃっていただいたんですが、あと2名の方、もし意見があればお聞かせ願いまして、取りまとめをはかっていたいなと思うんですが。　　宮崎委員。

宮崎委員　　それでは、今里川委員とか皆、紀委員とか木田委員が言っておられましたんですが、私もちょっとそれに付け加えるような格好なんですけど、私もいろいろ読ませていただいて、加入負担金のことなんですけど、これを返還するとかいろいろ書いてましたんですけど、これを返還するっ

ていったら当然財政の圧迫も考えられますし、さらに住民さんを混乱させると感じますので、私もこれは無理があるんじゃないかなと思います。そして、あと公共下水道の水道の料金の値下げですかね、これも私も水道、他町村なんですけども、聞かせていただきましたら、126円ですかね、今。それでも今ちょっとしんどいということによっておられますし、今にも各市町村上げたいと、そうしていかないとやっていけないということを、各市町村で皆言われましたんで。まだ斑鳩町が一番高いっていても、高いほうの一律なんでね、うちだけが、一町だけが低いということじゃないと思うんです。それとあともう1つなんですけど、排水設備指定工事店ですかね、これが97社ぐらいあるんですよ。それで言うておられるように97社もあるのに、なんで私にしたら選ばれへんのかっていうのと、あと、これは排水設備の技術者が必要であるということは県の制度なんですよね、県に行って試験を受けて、それを登録免許いただいて、その方がその工事店におられると。その方がしっかり工事を管理していただけるということで、これは県がやった制度なんですけど、その免許証っていうんか、制度を通してきていただいた方がおられる工事店を指定してますんで。誰でも繋げるっていうことをしたら、一番悪い考え方でしたら、だまって繋いどいたらわからないわけです。トラブルが起きても知らないということになってきますんで、それはちょっと公共下水道としては、それは絶対にやめてほしいと思いますし、以上のことで、今の付け加えておきました。

委員長

今、宮崎委員のほうから、水道料金120何円かの値下げという陳情がありますが、それを陳情者のほうは入札制度の改革ということで、なんとか財源ができて水道料金を値下げできるというふうなことで申されておりますけども、この点につきまして理事者のほうで何か答弁していただくことはありますか。入札制度が改められてダウンすれば料金の値下げはできるんですか、できないんですか。 芳村副町長。

副町長

入札の関係と、料金の関係とは別問題なんです。これは別問題だとい

うことで、やはり今まで言ってますように、入札制度については、やっぱり透明性、競争性を主としながら改善していきたいと思っております。

委員長 そうしましたら、中川委員のほうからなにかご意見ございますか。
中川委員。

中川委員 ほとんど重複いたしますが、下水道の加入負担金についてはやはり斑鳩町全域にこの整備ができるのであれば、公平な考え方で皆さんの税金だけで整備するという事も考えられることもあろうかと思いますが、斑鳩町全体に入らない、整備ができないという地域がある以上は、やはり受益者負担の観点から言っても、加入する方が利益を受けるわけですから、加入負担金としてお支払いをいただく。前回の委員会でお聞かせいただいたように、公共下水道整備されているところは評価も上がるというような総務部長の答弁もありましたし、不動産業者にお聞きしますと、やはり浄化槽、汲み取りのお家を販売するよりも、下水道を完備されたお家を販売するほうがしやすい、しやすいということは高く売れるっていったらおかしいけど、売りやすいっていうことなんで、そこはやっぱり受益者負担の観点から整備のできない地域がある以上は整備する時には受益者負担っていう形で負担金をお支払いいただくのが、税の使い道として公平な考え方かなっていうように私は考えますし、その指定業者っていうのは、先ほど里川委員もおっしゃられたように、やはりぼったくり詐欺っていうんですか、たぶんそういう詐欺まがいの事件を起さないためにもこの指定業者は必要やと思います。またこの指定されていない業者で例えば個々に知り合いがおられたら、そういう資格を持った業者の方であるだろうし、そういうふうに指定業者っていうことで、登録をしていただいて、その後にその業者に発注するという事も可能だと思うんで、指定業者の廃止についてもそういうことから考えますと、このまま引き続きこの制度を取り入れていただきたいというふうに考えます。意見として述べさせていただきます。

委員長 いろいろとご意見ありがとうございます。この件につきましては冒頭で申し上げましたように、当委員会としましては審議しているわけなんですけども、全員協議会におきましても、当委員会の委員さんにも意見を今日までに申してくれということで、今日当委員会は臨んでいると思っております。皆さんの意見を聞く中、だいたいの取りまとめができたと思いますので、諮っていきたいと思います。

本陳情書につきましては、当委員会として、不採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、陳情第1号につきましては、不採択とすべきものと決しました。

陳情第1号につきましては、以上で終わっておきます。

次に、継続審査(2)都市基盤整備事業に関することについて審査することといたします。

はじめに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長 それでは、公共下水道事業に関することについてご説明させていただきます。まず、工事の進捗状況でございます。事前委員会で説明いたしました各工事の進捗状況から変わっておりますのは、平成19年度から継続工事として進めておりました神南3丁目から神南5丁目地内の幹線工事であります2工区-1工事につきましては、本年11月24日に完了いたしております。また、新たに斑鳩中学校と斑鳩中学校西側区域の汚水流入を目的とした面整備工事を第12処理分区2工区-5工事を11月27日に発注いたしております。その他の工事につきましては、事前委員会で報告いたしました状況から特段変化はございません。

次に、平成21年11月末現在の接続に関する状況を説明させていた

できます。資料1をご覧くださいませでしょうか。供用面積、供戸数等に変わりはなく、申請受付件数は1,918件、利用世帯数は、2,134世帯となっております。融資あっせん利用総数につきましては31件、浄化槽雨水貯留施設転用総数につきましては23件でございます。なお、接続率は57.8%でとなっております。

今後も、公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、公共下水道事業に関する説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 前回の報告より接続がまた増えている状況を報告していただいたわけなんですけど、さきほどの私の質問にも関わるんですけど、汲み取りのトイレの接続については、法律の中でも謳われているんですけど、先ほどの質疑のときに接続が51%ということだったんですけど、今後、法の趣旨にのっとって、この接続をふやしていかなければならない、率を上げていかなければならないということについては、どのような考え方をお持ちなのか。特に、そういう法律にあることですのでね、町としてはどうふうにお考えになっておられるのか、ということについて確認をさせていただきたいと思います。

下水道課長 汲み取りトイレにつきましては、下水道法の第11条の3、水洗便所への改造義務等によりまして、公共下水道の供用開始日から3年以内に水洗便所に改造しなければならないということになっております。しかし、汲み取りトイレの改造につきましては、建物の造作工事や便器の購入など、工事費用の負担が非常に大きくなることとなります。現在、町から汲み取りトイレ等のご相談等がありました場合、経済的な問題や、家の家屋の建替え計画等、諸事情を踏まえて、各個人の計画等に合わせさせていただけるように、お願いしているところでございます。また当然、融資あっせん利子補給制度についてもご説明させていただきます。

て、利子補給制度がどうしても難しいということでございましたら、まずは見積もりをとっていただいて、自分の家屋がどの程度で改造できるのか、まずは把握をしてくださいと。その把握のなかで、利子補給もしくは自分で貯めていく、利子補給でしたら5年という期限がついてきますが、それと伴って平行に自分で貯めていく方法もございますよというようなことも、説明させていただいて、相談にのって、もしくは接続のお願いをしているところでございます。

里川委員 今話を聞いていて思うんですけれどもね、生活苦しい人がね、毎月これだけ決めてね、お金を貯めていくのってものすごく難しいことなんですよ。正直言って。そのへんはね、やはり結局、計画にもとづいてお金を貯めてくださいと言っても、とても難しい。生活が苦しければ苦しいほど、まだ返さなあかんということで、返していくほうが、非常に返しやすい。貯めていくっていうのは、非常に難しいことだというふうに私は思うんですね。ですから、先ほどから私も質問させていただいたというのは、今後、やっぱり接続率を伸ばすため、そしてまた、汲み取り便所の接続を法律にのっとって促進していけるように、ということから、そしてまた陳情者の皆さん方の負担が重いというご意見のなかで、やはり、そういうなかにあっても、所得が低い方であっても、せっかく受けられる権利ですので、それをやっていっていただこうと思えば、やはり他の市町村でやっておられる貸付金制度であったり、助成金制度であったり。こういうものをちょっと研究していただいて、融資あっせん制度のみではない形ですすめていっていただきたい。ただし、下水道事業そのものも、政権交代で、今、言われている中で、まだちょっと見えてこない部分もありますのでね、そういうものも見据えながら、斑鳩町の公共下水道事業について、やはり供用開始できる地域の皆さんにより多く接続していただけるよう、今後も研究をしながら、努力をしていっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

委員長 答弁はよろしいですか。

里川委員 結構です。

委員長 ほかにございますか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっとひとつだけお聞きしたいんですけれども、集中浄化槽のところから公共下水入れておられると思うんですけれども、あと斑鳩町には集中浄化槽はどれくらいあるんですか。おしえていただけますか。

下水道課 集中浄化槽の区域につきましては、現在、認可区域及び認可区域外につきまして、高安区域、緑ヶ丘区域、興留の三代川より南側にあたる区域、そして紅葉ヶ丘区域の4か所が残っている状況でございます。

宮崎委員 それについて、その集中浄化槽はまだ特に認可外ですよ。それを早くしないとだめだという地域はないんですか。

下水道課 先ほど、まだ小林住宅の区域につきまして、工事を進めている最中ですけれども、まだ供用開始区域になっていないので、付け加えさせていただきます。各集中浄化槽区域の役員の方につきましては、熱心にこちらのほうに問合せ等に来ていただいております。特に、機械設備が多い集中浄化槽をお持ちの役員の方につきましては、早く公共下水道の整備を要望されている状況でございます。町におきましても、効率的にすすめていく観点から、認可区域への拡大もしくは認可区域内を早く整備できるように進めているところでございます。

宮崎委員 整備をできるだけ早くしていただきたいということで、私のほうにも要望があるんですけれども、実際にそれまでに排水管が破れたとか、機能なくなったというときには、集中浄化槽に対しては自治会で多分治すと思うんですけれども、途中の排水管ですよ、さきほどの町道の認定のこともあったんですけどね、それにつきましては、自治会で治すんで

すか、それとも斑鳩町のほうですか。

下水道課長 あくまでも、集中浄化槽につきましては、個人で、組合もしくは自治会で管理されておりますので、管につきましても、その自治会もしくは組合で補修ということになっております。

宮崎委員 その場合ね、管を補修するということは、町道を掘ったりするわけですね、そのときは、工事は自治会とか個人の負担ということなんですけれども、あとの舗装とかそのへんについては、どうされるんですかね。

建設課長 今、上田課長が申し上げましたように、基本的には、その自治会が負担していただくということになりまして。そして、町道の復旧につきましても、一連の工事ということになるわけなんですけれども、そのへんは、自治会のできるだけ負担を減らしていくということもございまして、自治会と協議をさせていただいて、進めていくという方向になると思います。

宮崎委員 わかりました。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②都市計画道路の整備促進に関することについて報告をさせていただきます。

いかるがパークウェイについて報告させていただきます。まず、稲葉

車瀬区間で進められております、道路改良工事につきましては、順調に工事が進められているところでございます。また、岩瀬橋上部工事でございますけれども、現場での工事につきましては今週中をもって終了すると聞いております。

次に、五百井・興留区間でございます。昨日、12月6日でございますけれども、服部自治会の範囲において、地元の関係団体の方々と、計画案の内容につきまして具体的な協議をさせていただいたところでありまして、協議におきましては、地域の用排水の考え方あるいは今後の土地を所有をされている方々との、今後の協議の予定などにつきまして意見調整させていただいたところであります。引き続き、今後事業のほうは進めて行きたいということでご説明を申し上げてきたところでございます。以上 都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
中川委員。

中川委員 新聞報道に、いかるがパークウェイの龍田区域から幸前区域まで中止ってような報道が掲載されていたとお聞きしたんですけれども、その点、町のほうに何か報告は国のほうからあったんでしょうか。

町長 中川議員の国から連絡あったかということですがけれども、それは全く国から連絡はございません。ただ、新聞等では凍結ということを出しておりまして、奈良県の知事は、一応、この道路関係等については、奈良県の重点項目ですから、やっぱり引き続き奈良県連の関係等については陳情申し上げてされていますので、今後どうなるのかということについては、我々、今後、推移を見ていかなかったらいけないと思っています。

中川委員 国の直轄事業であるパークウェイやけれども、地権者の方との交渉の時に、町の職員さんもお苦勞していただいているのかなと思いますけれど

も、その点について、町が窓口になって住民さんと交渉したり、ご苦労いただいているのに、国が国だけでんな凍結やと。そしたら、町の職員さんが交渉してもろうてでっせ、話八八まとまったる住民さんとの関係いうのも、国のほうも考えてもらわなあかんのとちがうかなと思いますけれども、そのへん、課長どうですねやろ。

都市整備
課長

ただ今、委員のご発言にございましたように、「いかるがパークウェイは凍結か」ということなんですけれども、国土交通省は一切、凍結と、あるいは凍結候補だと言っていないというふうに聞いております。予算の範囲が小さいというところの発表があったということをとらまえて、新聞等ではそういう報道をしたのではないかというふうなことを聞いております。今、委員さんおっしゃっていただきましたように、交渉とか、事業のすすめ方、ただ今報告をさせていただきましたように、服部地区につきましても、昨日、進めるということでの説明もさせていただいておりますように、特に、事業が凍結をされたり、中止であったりといったことには今なっていないようには聞いております。また来年度以降、どういうことになるかは、確かにわからない部分がありますけれども、今、現状、特にそういったことはないというふうに考えております。

中川委員

新聞報道のあった以後、後日に、町のほうから国交省に確認していただいたということですか。

都市整備
課長

はい、そのとおりでございます。

委員長

ほかにございますか。 木田委員。

木田委員

事業の仕分けについて、斑鳩町のいかるがパークウェイについても、事業の中止とか、そういうふうな報道がなされておると思うんですけれども。その民主党の県連の支部長っていうんですか、それに対して陳情を受け付けるっていうんですか、そういう仕組みになったというのは、

私らにはおかしいなと思うねんけれども。まあ現在の政権がそういうふうな方法でしか受け付けないというんですか、そういうことになってしまったからですけれども。そうしたら、今、山下力さんっていうんですか、あの人が民主党の支部長っていうんですか、その代表みたいになって、そこへ陳情にいかなければいけないというような形になる、私言うてんのが間違っていたら、後で訂正してもらったらいいんですけれども。そういうことになったら、えこひいきっていうんですか、その党に対して一生懸命応援なっていた、その地域の自治体に対しては力を入れてくれるけれども、そうでないところには、そういう力を入れてくれないというふうな感じを受け取るんやけれども。そういう心配はないのかなという、その点について危惧していますねんけれども、どうですか。

町 長

全体的な流れは、一応、民主党のほうから組織図ということで、図面でいただいています。一応、2区選出の衆議院議員のところは陳情申し上げるということになってくると思います。それは、最終的には奈良県連の幹事長あるいは最終的な責任者で協議をされて、そこで判断をして、上のほうにもっていくという流れになっておるのでございまして。これも今、木田委員がおっしゃるように、なかなか難しい問題であろうと思いますけれども、決まった以上は、これに従っていかざるを得ない。今のこのかかるがパークウェイの問題についても、あるいは下水道の問題等についても、陳情を申し上げていかなかったら。結果的にどうなっていくのか、これはまだ来年度予算も決まっておられませんし、そういうなかで、どうされるのか、我々としては一応要望することは、陳情は陳情として町村会、あるいは知事部局、奈良県そういうものをトータルして陳情を固めていかなければならないと思っております。

木田委員

そうしたら、まず第1段階として、斑鳩町としては、2区の支部長の滝実さんですか、その方に陳情をお願いするというような形になってくるんですかね。それから県の支部長、幹事長ですか、そういう組織図つ

ていうんですか。そういう陳情の組織図いうんですか、陳情の何があったら、教えていただきたいなど。今、ちょっと口頭でパパッと言われただけやから、どういうシステムになっていくんかなっていうの、わからへんからね。

町長 　　また後日、そういう資料を提出させていただきます。

木田委員 　はい、お願いします。

都市建設部長 　今のことに関連してですけれども、今朝ほどの新聞で、新聞の情報だけですけれども、昨日ですね、民主党の地域戦略会議が開かれたという報道もされました中で、その中身等については公開はされていないわけですけれども、報道によりますと、そういう形で会議を開いているということで、直轄道路については上げていくというようなことも新聞報道でございますけれども、書かれているということだけ紹介させていただきます。

委員長 　　よろしいですか。　宮崎委員。

宮崎委員 　バイパス、これから進めていかれるんですけれども、これはバイパスに限らず、道路整備されていかれるということで、ずっと私も気になっているんですけれども、道路をつくるというなかで、田んぼがなくなっていくますんでね。それについての保水池及び排水池ですかね、そのへんはどう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

都市整備課長 　ただ今、ご質問をいただきました排水の件でございますけれども。まず、これ、いかるがパークウェイはかなり大きな道路でございますので、地域で減少していきます田んぼの面積が非常に多ございますので、影響の度合いが大きいということで、いかるがパークウェイにつきましては、現在進めております稲葉車瀬区間につきまして調整池をつくっております。

す。これは、道路に降った雨が、今先ほど申されましたように、田んぼがなくなった分、早いこと水が出ていくということになりますので、従来田んぼの保水能力をそこで確保すると。そして下流側へはちよろちよろ以前のおり流して行って、下流側への負担を軽減するというものでございます。この調整池につきましては、今後、五百井・興留区間で道路を計画するにあたりましても、今現在の計画では、五百井・興留区間で3ヶ所の調整池をつくるという計画をもって進めておりまして、地域みなさんとも相談させていただきながら、この計画を進めてまいりたいと国から聞いております。具体的なことにつきまして、位置の関係等につきましても、地元の方々とも相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

委員長 よろしいですか。他にございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備課参事 J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございますが、前回の委員会後、主だった進捗はございませんので、今回、特にご報告させていただき内容はございませんので、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木田委員。

木田委員 駅舎は立派なものができるまでんけれども、あそこから北へ抜ける町道部分のインターロッキングがですね、この間、ちょっと J R へ切符買いに行ったときに、何年ぶりかで自転車乗って行ったら、めくれて、そ

のあとに黒い舗装の何を入れられていたという形になってたと思うんですけれども。前にも申し上げたんですけれども、やっぱり斑鳩町の玄関ですのでね、そうしたことがあったら早急に補修するとか、そうしていただかなければ、一応、観光を看板としている斑鳩町としては恥ずかしいのではないかなと。そら、えらい費用かかるねやったら何やけれども、そなん、はげたところにですな、アスファルトの何をほりこんどくというのでは、ちょっと観光客来られても、目につくのではないかと、私はそういうふうに思いますねんけれども。その点について、その後、修理をされたんかどうかについてお聞きしたいと思います。

建設課長 木田委員おっしゃるように、北口のインターロッキングの部分につきましては、1ヶ所はずれてきますと次々という状況がございまして、特にパトロールのなかでは重点的に見させていただいて、通行の支障、歩行もそうですけれども、単車や自転車等に危険であるという判断で、ああいう緊急的に黒アスファルトで舗装させていただいておりますけれども。やはり、おっしゃるとおり、観光の窓口でございまして、今後、整備がすすめられる中で、当然、それらしい整備になってこようかと思っておりますけれども、その時期につきましては、まだ明らかになっていない、という、こういう状況でございます。

木田委員 時期っていうのね、たいしてそんな費用かからへんと思うからね、色違いつていうんですか、全体的な工事進めておられるんやったら何ですけれども、そうでない、今、あそこ何も工事してないですやんか。だから、その部分だけやったらね、それを早急に改良するというのが、行政の何と違うんかなと思うんですけれども。やっぱりそういう一貫性っていうんですか、それがちょっと欠けているように思いますねんけれどもね。観光でお客様来はってですね、仮にあの駅舎、北のほうから立派な駅舎やなって写真とらはって、その道路部分がはげて、そんな色違いつていうような形では、どこの観光地へ行っても、そういうふうな状態では置いてないと思いますわ。だから、やっぱり、そういうところを早急

に改善、そら、えらい費用かかるねやったら、また慎重にやってもらわ
ないかんけども、そうでなかったら、インターロッキング補修するね
やったら、それほどかからんと思うんですけれども。どういう事情があ
るのかね、この年度内に起こったことは年度内に補修するというのか、
それとも、もうちょっと、それが他にも発生したら、そのときに一緒に
するというのか。そのへんについてですね、できるだけ早急に、やっぱ
り、そういう補修であっても、何であっても、早急に対応していただき
たいなと思いますねんけれども、そのへんについて、どうお考えなんで
すかな。

都市建設
部長

なるほど、おっしゃいますように、斑鳩町の玄関口でございまして、
先ほど課長も申しあげましたように、そういうなかで、みなさんがケガ
をなさらないように、部分的に処置をしたという一面がございまして。そ
れともう一方、ブロックがひとつ、インターロッキングがひとつ動いた
ということにつきまして、今度補修させていただくときに、そのひとつ
について工事をさせていただくということではなく、その影響範囲とい
うのがございまして、一定の範囲について補修をしていくということに
ついてもお存知だと思っておりますけれども、そのことと、今現在進めてお
ります5号線、312号線の補修の改修事業とにらみ合わせて、手戻り
等ないように、検討させていただきたいというふうに思います。

委員長

よろしいですか。他にございせんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておき
ます。

次に、3. その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受
けしてまいりたいと思います。

木田委員 事業仕分けの中ですね、農道整備の国の補助金っていうんですか、これが廃止というようなことが報道されておったんですねんけども。斑鳩町の補償工事の中にはですね、かなり農道整備に関係する補償工事がたくさんあると思いますねんけども、その点について、そういう農道整備の補助金がカットされた場合は斑鳩町としてはですね、一般会計の方からそういう形で支出っていうんですか、そういう事業を行っていただけなのかどうかについてですね。今現在まだちゃんとした廃止っていう仕分けの段階でそういうことになっているだけであって、まだ正式には決まってないんですけども、そういうことになった場合は、町としては一般会計から支出しようと思っておられるのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 先ほどから申しておりますように、事業仕分けそのものについて、我々全くわかりませんし、来年度予算もまだ発表されていませんし、そういう段階で、今、どうかということもわれわれわからない。まあそういう経過がはっきりと確定した中で、今後町としては対応していくことになってくると思います。今の段階でどうこうということは、なかなか言えないと思います。

木田委員 ということは、来年度予算の関係にはいつてくると思いますねんけど、それが一応だいたい12月いっぱいに来年度の予算とかいう形を各部署っていうんですか、それからあがってきて、それを精査して予算決算委員会のほうに出てくると思いますねんけど。幸前の場合もですね、こないだ来年度の補償事業っていうんですか、その中見させていただいたらやっぱりそういう農道整備の件について出ておったということですよ。そんな予算がですね、仮に国からカットされるという、まだ月は何ヶ月かあるというふうに考えていいのか、それを予備費とか、そういう

関係で使おうとしておられるのか、その辺はわからへんねんけども、そういうことになるのではないのかなと思いますねんけどもね。今回こないして、政権交代になってから、くちゃくちゃになっているような状況やから、なかなか来年度の予算も決まらへんような状況の中ですよ、町だけにどうのこうの言ってもいたしかたないと思うねんけども、やっぱりある程度そういうなかが予測されるということであつたら、その点は理事者のほうとしてもですね、きちっとこうなつた場合はこう、あんなつた場合はああするとかいうような形を今からとつといてもらわなければですね、急にあたふたとならんようにお願いしたいなと思います。

委員長 ほかにございませんか。 里川委員。

里川委員 ちょっとお尋ねをしておきたいなと思うんですが、政権交代してからです、農業者個別所得補償制度について言及をされてきた関係があるんですけども、2011年度から本格実施となる前に、来年度の概算要求で一定の金額、モデル事業などをやりながら一定の金額をあげてこられているということがあるんですけどもね。それについて斑鳩町がモデル事業なんかにかかわるといふのか、そういう関係であるとか、そういう、また個別所得補償をしていかなければならないような農業者の状況とか、そういう点についてね、きちっと斑鳩町では準備っていうんですか、来年度に向けて、上からどんなふうに情報が下りてきているのか、そしてまた斑鳩町は来年度どんなふうに準備していかとあかんのかとか。そしてまた対象となるような件数がどの程度あるのかとか、いろいろあると思うんですけども、この際ですので、ちょっとその方向性なども、ちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

委員長 川端観光産業課長。

観光産業課長 それでは、ただいまのご質問の米の個別所得補償事業、来年度はモデル事業という形で、これはもう全国一斉にモデル事業にして行います。

まだ詳細等は決まっておりません。今の県からの情報を見ますと、米の生産調整の一環として行われます。ただし、これは米農家に対しての補償です。まず決まっているのは米の生産数量目標、これは前政権から米の生産数量を決めて転作をやるという形になってますんで、米の生産数量目標を行った農家に対して、販売農家ですね、もしくは集落営農者に対して所得補償を行う、直接国から支払うというように考えているというような情報を得ております。

また、これの補償の仕組みですねんけども、これは標準的な生産に要する経費、費用を渡しまして、米の販売価格との差額を補償するという制度ですんで、やり方は決まっておりますねんけども、ただ標準的な生産に要する費用をどのように計算するのかっていうのは、過去5年間さかのぼるっていう程度でしかわかっておりません。どこの地域を標準とするのかということもまだ決っておりませんので、するという事は決まっておりますねんけども、詳しい状況は今申しましたとおりです。で、これに対する予算が今ついているという形です。これはまあ転作の一環ということになりますんで、生産数量目標が決まりますと、米をつくらぬ水田が出てきますんで、これに対しては従来どおり生産の種類によって補償金を決めていくという形になってます。それも今後もあらかじめ大きな枠で決めるという形で報告を受けてます。これは麦、大豆、飼料作物がいくら、それから新規事業米は、米ですけど、加工用の米に対しての単価はいくら、それから、そば、菜種、加工用米に対してはいくら、そしてその他作物ということで、この、その他作物につきましても地域で単価設定可能となっている程度で、どれをどういう方法を選んでいいのかっていうのは決まっておりません、そういう状況ですので、まだこの場で詳しいような、農家に対して説明できるような状態ではないということをお報告させていただきます。

里川委員 今、ちょっと説明を聞いてまして、再度確認なんですけど、報道などで見ますと、米の個別所得補償で3,371億、来年度の概算要求ですけどもね。水田利活用持久力向上で2,167億っていうことであがってき

たんですけどもね。生産調整のほうは米の個別所得補償、生産調整がね、そして転作、今課長説明していただいた、その転作をして、プログラムいろいろあると思うんですけども、どの種別、作物、その転作については水田利活用持久力向上という制度のほうにあてはまるというふうに解釈しておけばよろしいんですか。

観光産業 そのとおりです。

課長

委員長 他にございますか。 木田委員。

木田委員 前にちょっとお願いしておったなんですねんけども、猫坂の信号についている表示っていうんですか、看板が「坂下」になっている件について、まだ未だに「坂下」というままになっておるんですけども。それは変更されるとかなんかそういう形になんのかですね、もうあれは変えられへんのか、その点とですね、それと今日ちょっとまた朝から母親の龍田のほうに行ったときですね、白水堂の国道のところの電柱がですね、まあ電話柱やと思いますねんけども折れて、下を木の柱っていうんですか、電柱の木の柱で補強して、くくってあるっていうような感じなんですねんけども。とにかくあの地域で、今年でも2回かなんかなっているし、ほんで竜田大橋のところでトレーラーが突っ込んだりとかいうね、こういうなにかが頻繁に起こる25号ちゅうんですか。だからあの周辺に住んでおられる人はかなり心配してですね、なんとかこれは、バイパスっていうんですか、いかるがパークウェイをできるだけ早く完成してほしいっていう要望もあると思いますねんけども。とにかく、未だそれによって人災っていうんですか、それでけがを、通行者とか家の人がかげがされたとかいうようななにかないからいいようなものですよ。今、行ってもらったらわかると思いますけれども、コンクリート柱がですね、下からずぼっと折れてもおて、そしてその穴へ木の電柱の切れ端を突っ込んであんのかなんか知らんけど、それに結びつけて補強してあるような状況ですよ。だから、もっとやっぱり真剣に、電柱があるから車が通

行しにくいのか、それらのこともやっぱり精査してですね、国のほうへももっと安全に通行できるような、国道としてのですね、補修っていうんですか、それを要望してもらいたいなと思いますねんけど。その点について、これ何回も何回も、1年に何回もあつたら必ずそのうちには人的な被害も出てくると思いますのでね。なんとか、夜間に発生しているのかそれもちよっとわかりませんねんけども、今日見た感じではそういう状況になっていたからね。これについてもっとやっぱり国のほうへでも、働きかけてもらいたいなと思います。それについてどういうふうにお考えでしょうか。

建設課長 私の方から1点目の猫坂の「坂下」という表示についてでございます。以前に委員からご指摘いただいたように、すぐに国土交通省・奈良国道事務所、それから所管する警察のほうにも「坂下」という呼び名は、その周辺の方々に聞いても、私も昔から住んでおりますけども、そういった呼び方はしていないということで申し上げました。ただまあ、国土交通省も警察からいただいた名称ということで、その辺は明らかにどうかというふうに思うんですけども、警察のほうにもこういった呼び方はしていないということで、変えていただきたいということでお伝えしております、変えるということで言っていたいておりますので、その時期が遅くなっているんで、それにつきましては申し訳ない、再度申し上げたいと思います。

都市整備課長 2点目の25号線の電柱が折れていると、電柱に当たる人も多発しているということなんですが、当地区の道路の交通安全性ということについての問題です。この地区につきましては歩道設置と共に道路改良につきましても奈良国道事務所のほうに以前から要望を申し上げている状況でございます、本日の事故につきましては、まだ確認をようしておりますけれども、奈良国道にも確認をいたしまして、そういった事故が多いということの指摘も含めまして、改良についても要望を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

木田委員 よろしくお願ひします。

委員長 今、電柱のことを木田委員がおっしゃいましたけども、今の電柱は白水堂の西側なんです。同じ今年にですね、もう1つ西側の家に突っ込んできた、そして電柱も折れたと。そしてもう1つ西側、北村のはり屋さんの前ですけども、これも突っ込んできて、はり屋さんの家にはどうもなかった、従って3本続けてですね、1年間でこれ起っているわけなんです。非常に自転車は通りづらい、バイクも通りづらい、そして歩行者においては危険をはらんでいます、歩行においては危険をはらんでいます。従いまして非常に危険地域と思われまますので、ほとんど夜間に起こっております。私、音も聞いておりますので、夜間ですね、たぶん居眠りかなと思うんですけども、道の端っこが確認しにくいのか、道も狭いですから。そこへもって行って今、木田委員おっしゃった人身事故にでも繋がれば、家突っ込むとかいうことになれば、大きな事故になりかねますので、より一層、国道事務所のほうに危険地帯であるということは申していただきたいなと思います。それと「坂下」の件ですけども、おそらく猫坂下という猫を飛ばしたと思うんですよ。そやから、その辺の坂下という表現は、私もあの近所に住んでおりますので、一切ないと思いますので、猫を飛ばされたんかなと、ちょっとふと思ったんですけども、その点も早急に改良したいと思います。

他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、継続審査についてお諮りいたします。お手許にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、先の委員会終了後にご相談させていただき、景観計画や観光施策についての視察のご希望をお聞きをいたしました。副委員長ともご相談させていただき、できるだけ委員皆様のご希望に沿うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ばせていただきました。

滋賀県彦根市におきましては「彦根市景観計画」及び「彦根市景観条例」を施行されており、自然と歴史・文化やマスコットキャラクターを活かした観光行政に取り組まれています。

また岐阜県郡上市は、平成16年3月に、郡上郡八幡町や高鷲町など7か町村が合併し、歴史や自然、温泉やスキー場など、豊富な観光資源を活かし、観光振興をすすめられており、また現在「景観計画」を策定中であります。そのようなことから、今回、視察先としまして選定をさせていただきます。

視察日については、1月21日(木)から1月22日(金)で、21日朝、斑鳩町を出発しまして、午後から彦根市を視察し、関市で宿泊し、翌朝、郡上市を視察したいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり、先進地視察を実施することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終わらせていただきます。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告の取りまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午前10時31分 閉会)